

岩手県告示第 1068 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 紫波郡矢巾町大字西徳田第一地割字沼田 30 番 1、30 番 2、30 番 5、31 番 2、34 番 2、49 番 1、64 番 1、73 番 1 の一部、109 番 1、109 番 4、120 番の一部、129 番 1、129 番 5、140 番の一部、149 番 1、149 番 5、150 番 4、160 番 1 の一部、175 番 1 の一部、177 番 1、178 番 1、180 番 1、181 番 1 の一部、183 番 5、185 番 1、186 番 1 の一部及び 188 番 2、大字西徳田第二地割字上谷地 51 番 1、54 番 1 の一部、84 番 1 の一部、224 番 1 の一部、225 番 1 及び 231 番 1 並びに大字西徳田第五地割字田郷 6 番 1、18 番 1 及び 228 番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市内丸 19 番 1 号 学校法人岩手医科大学